

応用地域学会論文賞（Best Paper Award of ARSC）選考規程

〔目的〕

第1条：日本における地域科学の研究を発展させ、応用地域学会を地域科学研究の世界的拠点にする視点に立ち、会員の活発な研究活動を奨励することを目的とする。

〔受賞対象〕

第2条：応用地域学会が刊行する「応用地域学研究」および「Review of Urban and Regional Development Studies」に掲載された論文の中から、応用地域学会会員によるもっとも優れた論文を対象とする。なお、共著者に非会員がいる場合も対象に含むこととする。

〔受賞者資格〕

第3条：論文投稿時および掲載時において応用地域学会の会員であること。

〔受賞者数〕

第4条：原則として各年1ないし2編の論文の著者とする。

〔選考委員会〕

第5条：運営委員会によって選出された3名の委員と会長及び副会長の5名によって構成される。委員長は5名の中から運営委員会によって指名された者が当たる。

〔選考委員の任期〕

第6条：運営委員会によって選出された3名の委員の任期は3年とし、連続して2期務めることは出来ない。これらの委員は、毎年1人が新任となり、1人が退任する。会長及び副会長については、その在任期間を任期とする。

〔受賞者の決定〕

第7条：選考委員会は受賞者を決定し、その選考結果を運営委員会に報告し、了承を得るものとする。

〔受賞者の表彰〕

第8条：受賞者は、研究発表大会で表彰されるものとする。

〔附則1〕

この規程は、2013年 1月 1日から施行。

〔附則2〕

選考委員の任期について、2013年から2016年の間は、別途申し合わせ事項によるものとする。

2013年から2016年間の選考委員の任期についての申し合わせ

2013年の第1回運営委員会で3名の選考委員を選出する。第6条に定めた、委員任期が3年、1年にひとりずつ新任および退任の規則に合致させること、に整合させるために、2013年は、上記の3名、
2014年は、3名のうち1名が退任して、2014年度運営委員会選出委員が新任、
2015年は、2013年に選出された3名のうち1名が退任して、2015年度運営委員会選出委員が新任
2016年は、2013年に選出された3名のうち最後の1名が退任して、2016年度運営委員会選出委員が新任となる。